

令和4年定例会  
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会  
提出資料

○ 議案補充説明

I 【議案第96号】

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

令和4年6月23日

企業庁

## 【議案補充説明】 議案第 96 号

### I 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

地方公務員法の一部改正等に鑑み、高齢者部分休業による給与の減額や、定年の引上げ後における 60 歳を超える職員の給与に関する特例等に係る規定を整備するものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 高齢者部分休業による給与の減額を規定

高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、その勤務しない時間に応じ、給与を減額します。

##### (2) 定年の引上げに伴う給与に関する特例措置を規定

職員の給料月額は、当分の間、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後、管理者が定める額とします。

##### (3) その他規定を整備します。

#### 3 実施期日

令和 5 年 4 月 1 日（一部令和 4 年 7 月 1 日）から施行します。

#### 4 総務部所管の条例案との関係

地方公営企業の職員は、地方公営企業法第 39 条により、地方公務員法第 24 条から第 26 条の 3 に規定される「給与、勤務時間その他の勤務条件」に関する事項については適用除外となっています。

今回の定年の引上げに伴う制度改正等の内容の一部については、地方公務員法の同事項に該当するため、総務部所管の条例が適用されないことから、企業庁において条例を整備するものです。

総務部所管の条例案と企業庁所管の条例案との対比表

主な内容	総務部所管		企業庁所管	
	条例案	総務部条例の企業職員への適用	条例案	条例改正等の主な内容
1 定年の引上げ				
2 管理監督職勤務上限年齢制の制定	議案第87号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	適用される	—	—
3 定年前再任用短時間勤務制の制定				
4 地方公務員法改正に伴う文言等の整理				
5 職員の再任用に関する条例の廃止	議案第82号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案	適用される	—	—
6 高齢者部分休業制度の制定	議案第83号 職員の高齢者部分休業に関する条例案	適用されない※	議案第96号 企業庁企業職員の給与の種類の一部を改正する条例案	高齢者部分休業の定義及び給与の減額を規定
7 給料月額7割措置の規定	議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	適用されない※	議案第96号 企業庁企業職員の給与の種類の一部を改正する条例案	定年の引上げに伴う給与に関する特例措置を規定
8 退職手当の特例措置の規定	議案第86号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案	適用されない※	(企業管理規程で規定)	(退職手当の額の算定方法の特例措置を規定)

※地方公営企業法第39条により、地方公務員法第24条から第26条の3に規定される「給与、勤務時間その他の勤務条件」に関する事項については、企業職員は適用除外